

いじめのない明るい都市づくり基本方針（高山市いじめ防止基本方針）の改定について

1. 改定の趣旨 別紙1

市では、学校・家庭・地域が願いを共有し、協力していじめのない明るい都市を実現するため、平成7年に「いじめのない明るい都市づくり宣言」を行うとともに「いじめのない明るい都市づくり基本方針」を定めた。

国・県においては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、「いじめの防止等のための基本的な方針」が定められたものの、依然としていじめに起因して児童生徒の命が失われるような事態が発生している状況等を踏まえ、平成29年には「いじめの防止等の基本的な方針」が改定された。

市においては、平成29年に「高山市教育大綱」を制定するとともに、平成30年には「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」を設置するなど、「深めよう絆」を合言葉にいじめの未然防止や適切な対応など子どもたちの健全育成に向けた取組みをすすめている。

こうしたことを踏まえ、「いじめのない明るい都市づくり基本方針」について、国・県等の動向をはじめ「高山市教育大綱」の理念、学校や地域、家庭を取り巻く状況等に対応した内容とするため、全面的な改定を行う。

2. 改定の概要 別紙2

<ポイント>

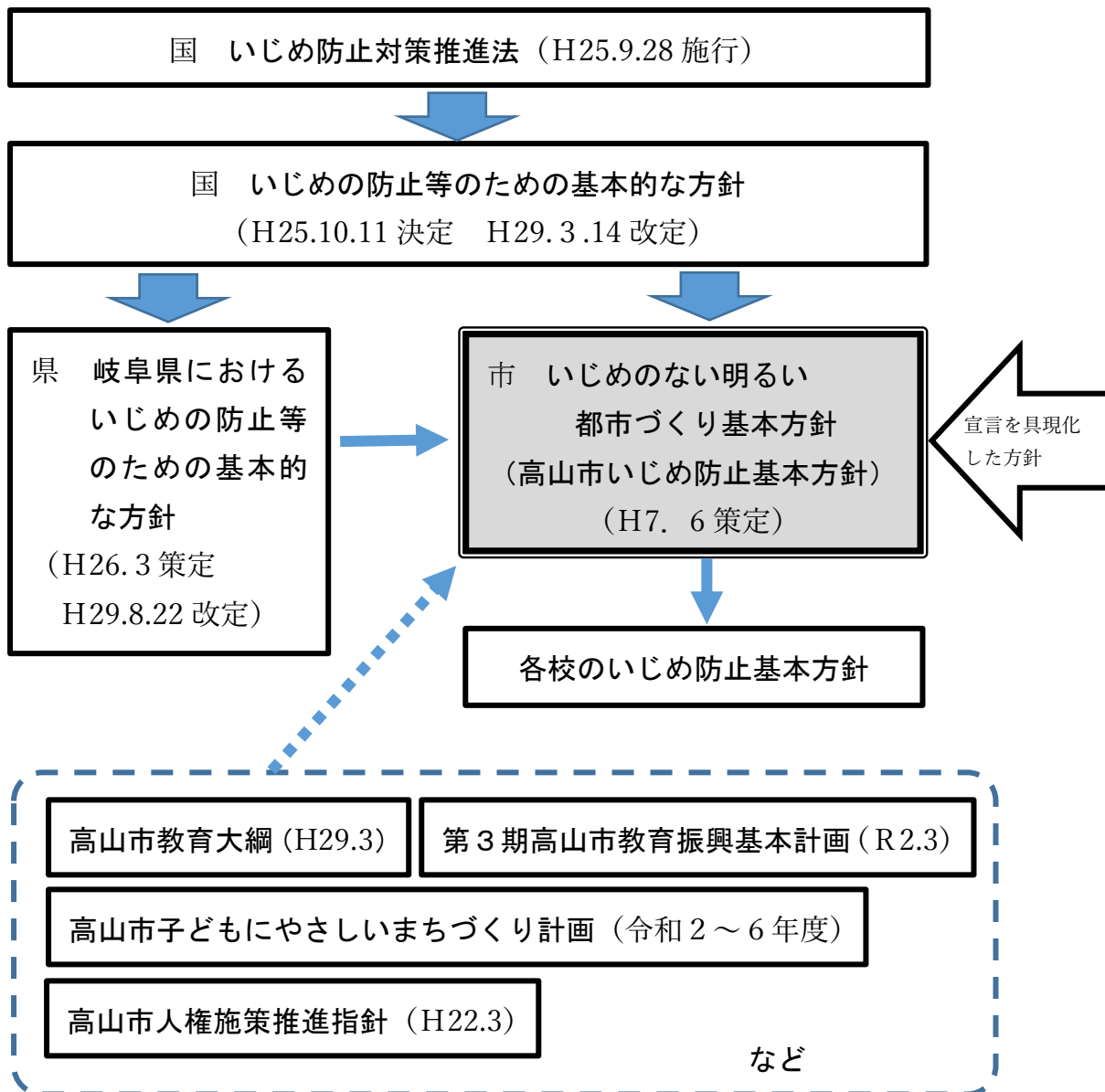
- ・ いじめの定義の明確化
- ・ 基本理念と基本方策との関係の整理
- ・ 基本方策における、いじめの段階別の学校・幼稚園・保育園、地域、家庭、市の取組みの記載
- ・ 推進体制等の記載

3. 今後のスケジュール

令和3年4月 運用開始

高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針(高山市いじめ防止基本方針)改定の趣旨

別紙 1



市 いじめのない明るい都市づくり宣言 (H7.6.20)

いじめは人間としての権利、尊厳を侵害する行為であり、許されるものではありません。しかし、今後どこにでもだれにでも起こりうるものであります。

いじめや不登校の背景には、学歴偏重の社会、また、物質的豊かさが中心で心の豊かさを見失いがちな社会風潮など現代社会の歪みが複雑に絡み合っていると考えられます。

この問題の解決には、いじめの多くが学校における人間関係の中から派生している現状から、学校は児童生徒や保護者との信頼関係の一層の充実をはかり、一人ひとりの子どもと関わる時間の確保に努めるなかで人権意識を育み「開かれた学校」を目指し、それぞれの家庭では思いやりや善悪の判断など人間として基本的なしつけの徹底を、地域社会においては遊びや生活体験をとおして子どもの自主性・社会性を伸ばしていかなければなりません。子どものシグナルを的確にとらえ、学校・家庭・および地域が一体となった早期対応と連携した活動が望まれます。

子どもが夢を持ち、安心して学び遊ぶことのできるまちを目指す高山市は、市民の総意を結集し、いじめのない明るい都市づくりを宣言します。

いじめのない明るい都市づくり基本方針（高山市いじめ防止基本方針）改定の概要について

	旧	新
基本理念	1. 問題性の認識 ・「いじめの深刻な問題性」や「背景の根深さ」を十分に認識し、毅然とした態度で臨み「いじめられている子ども」の立場にたった親身の指導を行う 2. 家庭のしつけの問題 ・子どもの成長発達に負うべき責任を十分自覚し、人間として備えるべき「基本的生活習慣」を身に付けさせる 3. 学校での取組みの問題 （1）心の教育の推進 ・思いやりや善悪の判断、弱者を助ける勇気など人権意識を培う （2）開かれた学校の推進 ・家庭や地域と情報を交換し、家庭・地域社会との協力関係を築く 4. 社会の問題 （1）心豊かな子どもの育成 ・家庭・学校と連携協力し、心豊かな子どもを育成する （2）環境の醸成 ・子どもたちの興味を引く遊び場や多額の遊びの金額等がいじめを誘発する環境の浄化に努める 5. 家庭・学校・地域の連携 ・地域でも問題の早期発見に努め、家庭・学校との連携協力に努める	いじめは基本的人権を侵害する許されない行為であり、「いじめは許さない」という強い信念のもと、学校・家庭・地域等が一体となっていじめ問題の解消に取り組み、全ての子どもたちが夢と希望をもち、安心・安全に心豊かに生きられるまちを目指す
いじめの定義	○記載なし	○いじめ防止対策推進法 第2条第1項のとおり定義する 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※法は、「児童等」を学校に在籍する児童又は生徒と定義しているが、本方針においては、幼稚園や保育園に在籍する園児等、学齢に達しない子どもを含める
基本方策	1. 推進体制の確立 2. 情報収集・提供と啓発 3. 学習機会の提供 4. 環境の浄化 5. 相談活動の充実	○いじめの段階に応じて、学校、幼稚園・保育園、家庭、地域、市のそれぞれが取り組む内容を基本方策として規定 1. いじめの未然防止のための取組 2. いじめの早期発見に向けての取組 3. いじめへの対処（いじめの重大事態への対処を含む） 4. 当事者へのケア（見守り）
対応策	○情報収集・啓発、指導者の育成、推進活動、相談活動の4つの内容において学校、家庭、地域の取組みについて規定	
推進体制等	○基本方策・対応策の中に規定	1. 学校のいじめ防止基本方針の策定 2. いじめ防止対策の組織 （1）学校の組織 いじめ未然防止・対策委員会、学校運営協議会 （2）地域等の組織 まちづくり協議会 高山市青少年育成市民会議、高山少年補導センター、高山人権擁護委員協議会 MSリーダーズ及びMS Jリーダーズ、 ネット問題を乗り越える子どもを育む会 （3）市の組織 高山市小・中学校いじめ問題対策協議会高山市幼・保・小連携協議会 高山市総合教育会議、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会 高山市人権施策推進協議会、高山市要保護児童等対策地域協議会

基本方策

	いじめの未然防止のための取組	いじめの早期発見に向けての取組	いじめへの対処 は、いじめの「重大事態」における対処	当事者へのケア（見守り）
学校の取組や対応	○信頼できる仲間関係づくりと安心できる居場所づくりを推進する。 ・魅力ある学校・学級づくり ・「わかる・できる授業」の推進 ・生命や人権を大切にする指導 ・いじめを許さない学校風土づくり ・「郷土教育」の充実 ・情報モラル教育の推進 ・年間指導計画に基づいた未然防止対策の推進 ・幼保・小・中・高への引継ぎ ・学校運営教委議会との連携	○ささいな兆候を見逃さないよう、児童生徒との日常的な関わりを大切にするとともに家庭等との信頼関係を築く。 ・児童生徒との信頼関係の構築 ・教職員間での情報共有の徹底 ・職員研修の実施 ・ハイパーQ Uやアンケート等による客観的な実態把握と支援体制の確立 ・相談体制の充実 ・家庭や地域との関係強化 ・関係機関との連携	○特定の教職員で抱え込まず組織でいじめを認知し、組織で対応する。 ・組織で対応することの徹底 ・保護者や関係機関への報告と説明 ・解決に向けた児童生徒への支援体制の構築 ○総合教育会議や高山市児童生徒等の重大事態調査委員会と連携して対処するとともに、同種の事態の発生を防止する。 ・事案に関わる調査・検証 ・児童生徒へのサポート ・進学先等への引継ぎと見守りの徹底	○児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組める環境の確保を図るとともに、家庭等と連携をとりながら見守りを行う。
幼稚園・保育園の取組や対応	○社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けさせる。 ・人間関係の基礎の育成 ・自分の気持ちを表現する力の育成 ・保護者との連携	○園児の行動を注意深く見守り、保護者と相談しやすい関係をつくる。	※学校の取組みや対応に準ずる。	※学校の取組みや対応に準ずる。
家庭の取組や対応	○基本的な生活習慣の確立と心と体の両面で子どもを支え、見守る。 ・家族の中で親子が向き合える関係づくり ・子どもの主体性の尊重 ・いじめに関する認識力の育成 ・正しい生活習慣の確立 ・情報機器の使い方の指導	○日常の何気ない会話からいじめのサインに気付けるよう、子どもの様子を見守るとともに気づいたことを学校等に報告・相談する。	○学校と連携して対処するとともに、子どもの様子を報告・相談する。	○日常的な会話やスキンシップを大切にするとともに、学校との連携を密にしながら見守りを継続する。
地域の取組や対応	○地域社会で子どもを見守るとともに、大人と子どもが関わりをもち、子どもの自主性・社会性を伸ばす。 ・まちづくり協議会の活動 ・高山市青少年育成市民会議の活動 ・遊び場等における良好な環境の醸成 ・日常生活における地域での見守り活動 ・中高生の規範意識を高める活動	○子どもの見守りや声かけの活動を行い、気になる様子を見かけたら、事情を聞いたり注意したりするなど、積極的に声をかけるとともに状況に応じて学校等に情報を提供する。	○学校等と連携して対処するとともに、気になる様子を見かけたら、学校等に情報を提供する。	○学校等と連携して見守りや声かけ活動を行う。
市の取組や対応	○いじめ防止のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう連携強化を図る。 ・啓発活動の推進 ・人権に関わる講演会の実施 ・「心のバリアフリー」を意識した地域づくり ・いじめの相談窓口の周知と相談体制の充実	○学校との情報共有および指導・助言を行う。 ・関係機関と連携した指導・助言 ・いじめ防止アドバイザーの派遣	○学校との情報共有および指導・助言を行う。 ・関係機関と連携した指導・助言 ・緊急サポートスタッフ（いじめ防止アドバイザー）の派遣 ○総合教育会議や高山市児童生徒等の重大事態調査委員会において、事実関係を明確にするとともに、解決を図るための方策や再発防止策を検討する。	○いじめへの対処後の学校の対応や児童生徒の様子を継続的に聞き取り、指導・助言を行う。